

令和4年度 金融庁調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、金融庁においては、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）を踏まえ、次のとおり、調達改善の取組を推進することとする。

1. 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

（1）調達の現状分析

令和2年度における契約種別の状況については表1のとおりであり、契約件数は203件、契約金額は4,191百万円であった。令和元年度と比較すると、件数は18件増、金額は1,170百万円増となった。その主な要因は、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、テレワーク環境整備などを調達したためである。また、競争性のない随意契約については、令和元年度と比較し8件増加した。その主な要因は、感染症対策のために実施したレイアウト変更について、競争性が確保できないためである（PFI契約上、PFI事業者の指定業者でないと実施できないため）。次に、令和2年度における調達の応札状況については表2のとおりである。競争契約における一者応札の件数割合は46.7%であり、令和元年度（37.8%）と比較すると増加しているが、その主な原因は新規のシステム案件について一者応札改善を目指したものの、結果として一者応札となったことによるものである。

続いて、令和2年度における調達経費の内訳については表3のとおりであり、そのうち情報システムに関する契約金額は58.3%である。また、令和2年度における一者応札に係る調達経費の内訳については表4のとおりであり、そのうち情報システムに関する契約金額は76.5%である。なお、令和2年度における情報システムに関する契約金額2,442百万円のうち、競争契約の契約金額は1,486百万円であり、そのうち一者応札に係る契約金額が785百万円である。

当庁では、これまでも、一者応札が継続している案件を公募へ移行させるとともに、公募の結果一者応募となった場合には価格交渉による調達コスト削減に取り組んでいるところであるが、今後もコスト削減の更なる向上を図る取組を進めていくこととする。

表 1 ※1※2 令和 2 年度金融庁における調達契約の種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性の ある契約	競争契約※3	92	45.3%	2,038	48.6%
	企画競争による 随意契約	15	7.4%	810	19.3%
	公募による 随意契約	40	19.7%	875	20.9%
	不落・不調による 随意契約	1	0.5%	6	0.1%
	小計	148	72.9%	3,729	89.0%
競争性のない随意契約		55	27.1%	463	11.0%
合計		203	100%	4,191	100%

※1 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2及び表4について同じ。

表 2 ※1※2 令和 2 年度金融庁における調達の応札状況

(単位：件、百万円)

※1 令和2年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	43	1,027	49	1,011	92	2,038
割合	46.7%	50.4%	53.3%	49.6%	100%	100%
企画競争による 随意契約	7	461	8	349	15	810
割合	46.7%	56.9%	53.3%	43.1%	100%	100%
公募による 随意契約	40	875	—	—	40	875
割合	100%	100%	—	—	100%	100%

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 ※1※2 令和2年度金融庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	—	—	—	—	—	—
	割合 (A/K)	—	—	—	—	—	—
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	—	—	—	—	—	—
	割合 (B/K)	—	—	—	—	—	—
	その他 (C)	—	—	—	—	—	—
	割合 (C/K)	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
物品役務等	情報システム(D)※3	52	2,442	—	—	52	2,442
	割合 (D/K)	25.6%	58.3%	—	—	25.6%	58.3%
	電力 (E)	—	—	—	—	—	—
	割合 (E/K)	—	—	—	—	—	—
	ガス (F)	—	—	—	—	—	—
	割合 (F/K)	—	—	—	—	—	—
	調査研究 (G)※3	13	152	—	—	13	152
	割合 (G/K)	6.4%	3.6%	—	—	6.4%	3.6%
	競争的資金による研究 (H)	—	—	—	—	—	—
	割合 (H/K)	—	—	—	—	—	—
その他 (I)※4	138 (4)	1,598 (31)	—	—	138 (4)	1,598 (31)	
割合 (I/K)	68.0% (2.2%)	40.1% (1.0%)	—	—	68.0% (2.2%)	40.1% (1.0%)	
	小計	203	4,192	—	—	203	4,192
	合計 (K)	203	4,192	—	—	203	4,192

※1 令和2年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「情報システム」及び「調査研究」の計数は、当庁の契約データベースの分類データを用いている。

※4 () は、公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結する案件を内数にて記載している。

表4 ※1 ※2 ※3 令和2年度金融庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別) (単位：件、百万円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	—	—	—	—	—	—
	割合 (A/K)	—	—	—	—	—	—
	公共工事に係る調査 及び設計業務等 (B)	—	—	—	—	—	—
	割合 (B/K)	—	—	—	—	—	—
	その他 (C)	—	—	—	—	—	—
	割合 (C/K)	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
物 品 役 務 等	情報システム (D)	16	785	—	—	16	785
	割合 (D/K)	37.2%	76.5%	—	—	37.2%	76.5%
	電力 (E)	—	—	—	—	—	—
	割合 (E/K)	—	—	—	—	—	—
	ガス (F)	—	—	—	—	—	—
	割合 (F/K)	—	—	—	—	—	—
	調査研究 (G)	1	19	—	—	1	19
	割合 (G/K)	2.3%	1.9%	—	—	2.3%	1.9%
	競争的資金による 研究 (H)	—	—	—	—	—	—
	割合 (H/K)	—	—	—	—	—	—
	消耗品 (I)	—	—	—	—	—	—
	割合 (I/K)	—	—	—	—	—	—
	その他 (J)	26	222	—	—	26	222
割合 (J/K)	60.5%	40.1%	—	—	60.5%	40.1%	
小計	43	1,026	—	—	43	1,026	
合計 (K)	43	1,026	—	—	43	1,026	

※1 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

※2 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表4の内訳区分は、表3の内訳区分と同じ。

(2) 重点的な取組及び共通的な取組

別紙1のとおり。

(3) その他の取組

別紙2のとおり。

2. 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

3. 調達改善の推進体制等

（1）推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

（参考）行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 総括審議官

副統括責任者 総合政策局秘書課長

〃 総合政策課長

メンバー 各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

（2）外部有識者の活用

取組の推進に当たっては金融庁契約監視委員会の外部有識者等の意見を活用するものとする。

（3）内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

4. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

5. 調達情報の開示

金融庁の調達情報については、金融庁ホームページに下記の情報を開示しているところである。今後、閲覧者の利便性の向上を図るなど調達情報に関する開示の充実に取り組んでいくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し（年2回）
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況

以上

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム関連調達の更なる改善	情報システム関連調達については、仕様書の外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)による審査をはじめとして、一者応札の継続している案件の公募への移行、公募実施案件の価格交渉の実施、中長期的な調達予定案件の公表等を行っている。これらの取組に加え、引き続き、以下の取組を実施する。	・令和3年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。	-	-	-	-
			<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・事業者情報を過去の調達実績や他省庁の事例など多方面から収集・蓄積し、庁内の情報システム担当者に共有するとともに、既存の参入事業者以外の事業者に対しても広く声掛けし興味を示した事業者には、調達仕様書の内容に加え、業務内容を説明することで、参入意欲を高める。 		A+	R3	<ul style="list-style-type: none"> ＜新規事業者の開拓＞ ・情報システム関連調達の業務内容を説明することにより、新規事業者を開拓 	R5年3月まで
			<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・広く仕様に係る具体的な意見を聴取し、それを踏まえた仕様の見直しを検討 		A+	R3	<ul style="list-style-type: none"> ＜仕様書の見直し＞ ・具体的な意見を踏まえた仕様の見直しを検討 	R5年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札の改善に向けては、これまで、一者応札の継続している案件の公募への移行と、公募実施案件の価格交渉の実施を行ってきたところ、平成30年度以降の自己評価を踏まえ、更なる改善を目指し、以下の取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。 	-	-	-	-
			<ul style="list-style-type: none"> ＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・公募に切り替えたものの応募者が1者のみの状態が継続している案件について、公募実施前に3者に声かけを行って見積書が1者しか取得できない場合には、競争性を高める観点から、追加で他の事業者に声かけを行うとともに、見積書の提出ができない事業者に対する理由の聴取を行う。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応募継続案件について、他の事業者へ声かけを行い、見積書の提出ができない事業者から理由の聴取を行う。 	R5年3月まで
			<ul style="list-style-type: none"> ＜価格交渉の知見共有＞ ・公募の結果、一者応募だった場合には、令和2年度下半期より「見積書チェックシート・価格交渉シート」を用いて見積金額の妥当性を検証しており、その過程で得られた調達価格低減のための知見(ベストプラクティス)を集約する。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・「見積書チェックシート・価格交渉シート」へのチェック等を通じて得られた知見を集約し、ポータルサイト上で関係職員に共有する。 	R5年3月まで
			<ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告を行う。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容を報告を行う。 	R5年3月まで
			<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札となった個別案件及びその要因について公表を行う。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件の要因に関する分析を公表を行う。 	R5年3月まで
			<ul style="list-style-type: none"> ・府省庁内における一者応札の改善に向けた取組の共有する。 		A	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件に係る一者応札改善に向けた取組や外部有識者等からの意見を共有する。 	R5年3月まで
○		調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化(電子入札、電子契約、入札説明会のオンライン化)の取組を金融庁HP等を活用し推進する。 		A	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札及び随意契約(企画競争含む)での調達を行う際、GEPS(電子調達システム)等を用い、調達事務のデジタル化を図る。 	R5年3月まで
○		電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が入居している中央合同庁舎第7号館は、施設の維持管理・運営を行うPFI事業者が電力調達及びガス調達を実施しているため、該当なし。 		-	-	-	-

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>【少額随意契約関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の取得について、競争性を高めるため、3者以上から取得する取組を実施 	継続
<p>【調達情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布 ・入札情報等の調達情報をソーシャルメディア等にて配信 	継続
<p>【共同調達関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度においても、前年度と同様に共同調達を実施 ・汎用的な物品・役務の発注について、発注単位の集約を検討する等、更なる共同調達の実施に向けた方策を検討 	継続
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートカード方式での海外出張経費の精算やETCカードでの高速料金の支払いに際して、クレジットカード決済を実施 	継続
<p>【情報システム関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの仕様書について、目的・用途が仕様の内容に見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）による審査を実施 ・情報システムの運用状況を踏まえたコスト削減など、必要に応じて改善を実施し、次回調達にも反映（外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）も必要に応じて審査） ・システム監査計画（内部監査）に基づきシステムが有効に機能しているか、システム投資が妥当・有効であるかについて検証するとともに、指摘事項の改善をフォローアップ ・情報システム調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施 	継続